

労働法講演会開催のご案内

昨年度はアベノミクスが実施され、労働の分野においても新たな政策が出てきています。このため各企業では、自社の雇用管理におけるアベノミクスへの対応をするため、労働政策の変化についての理解が求められます。また、今年度においても地方における中小企業の雇用を取り巻く環境は引続き厳しく、個別労働紛争の予防は企業リスク管理上最も重要な課題です。

講演会は、昨年同様ケーススタディを用い、身近で分かり易い講演会にする所存です。今回も、相談件数が多い、職場における問題を取り上げる予定です。

ご多忙中とは存じますが、多数のご出席を頂きたくご案内申し上げます。

記

日時：平成27年6月10日（水） 受付 午後1時45分
 開始 午後2時00分～4時00分

会場：長良川国際会議場4F大会議室
 岐阜市長良福光2695-2 TEL 058-296-1200

演題：経営者のための労働法
 ー個別労働紛争の予防と労働政策の理解ー

講師：ヒライ労働コンサルタント

代表 平井 繁利（特定社会保険労務士） 「アベノミクスの労働政策と労働基準法の改正」

中小企業の残業代アップ、年次有給休暇の取得促進、特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設等労働基準法改正および国のブラック企業対策と青少年雇用促進法等今国会で審議され成立予定の労働法改正ポイントと中小企業への影響についてお話しします。

青山 直希（特定社会保険労務士） 「これって育児休業者に不利な取扱い？」

職場復帰は営業部でなく総務部ですか？

△△商事・営業の〇〇が育児休暇を終えて、職場復帰する時期が近づいた。営業部長の××は、若くて将来性のある派遣社員の□□を営業部に引っ張ってくるため、〇〇を復帰の際、総務部へ行かせる異動案を画策する。△△社長は渋々承認するが、当の〇〇は憤慨。「異動は育児休業者に不当な扱い。なんとかしなさいよ！」と△△社長に詰め寄った。

坂 隆昭（特定社会保険労務士） 「年俸制にすると残業手当は不要？」

◇◇社長に、人件費が予想以上に膨らんでいる事実が報告される。残業と称して社員はだらだら仕事をしているのではと疑う◇◇。そこで思いついたのは、年俸制を導入して残業代をカットするというものだったが。

望月かおり（特定社会保険労務士） 「マイナンバー制度の実務対応」

2016年1月から運用開始となる社会保障・税番号制度（通称：マイナンバー制度）に対しての企業として必要な準備及び対策等についてご説明します。

ブラック企業対策、法案成立へ ー求人票拒否や学生への情報開示ー

いまや“ホワイト企業”や“ブラックバイト”なる言葉まで派生し、市民権を得たと思える『ブラック企業』という言葉。長時間労働者や低賃金、ハラスメントの横行など、劣悪な職場環境において労働者を酷使し、使い捨てにするような働かせ方が問題になっています。

今年1月に出された労働政策審議会の報告「若者の雇用対策の充実について」を受けて、今国会に提出されていた青少年雇用促進法案が、4月17日、参院本会議で賛成多数により可決されました。

悪質なブラック企業の新卒求人をハローワークが拒否できる制度の創設などを盛り込んだ青少年雇用促進法案が17日、参院本会議で賛成多数により可決された。今後、衆院で審議され今国会中に成立する見通し。若者を使い捨てるように扱うブラック企業への対策を強化し、若者の就職や雇用継続の支援を図る。

ハローワークは2016年3月から、残業代不払いなど違法行為を年2回以上繰り返す企業などの新卒求人を受け付けない。不受理期間は、違法行為を是正するまでの間だけでなく、その後の半年間も含める方針。

また、全ての企業に対し離職率や残業実態など職場の情報提供を促す仕組みを16年3月に導入。就職活動中の学生らからの求めに応じ、企業が選んだ情報を開示する。

若者の定着率などが高い優良な企業を認定し、助成金を手厚くする制度を15年10月に開始。非正規社員の能力を正しく評価し、正社員採用につなげるため、販売員などサービス分野の技能検定制度を16年4月から整備する。

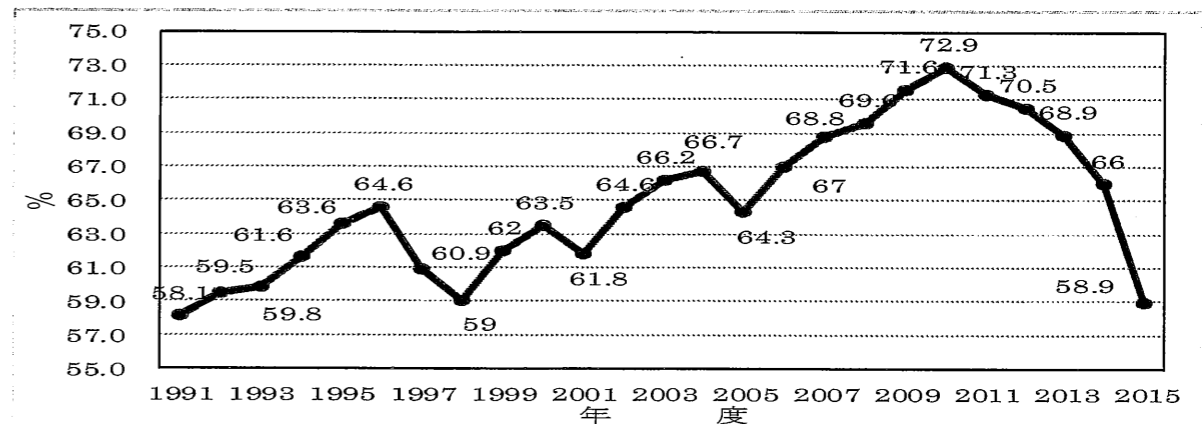
共同通信社より抜粋

2015年度 新入社員 春の意識調査

公益財団法人日本生産性本部が今春実施した新入社員教育プログラム等への参加者を対象としたアンケートを実施した結果をこのほど「新入社員 春の意識調査」として報告しました。本調査は1990年より継続的に行っており、今回が26回目になります。

幾つかある設問のうち、『自分には仕事を通じてかなえたい「夢」がある』に対し、“そう思う”とする回答が58.9%となり、前年比変化幅が過去最大の7.1ポイント減となりました（グラフ参照）。

まだ入社したばかりということもあるのかも知れませんが、少し寂しい結果となりました。



☆ 当所の担当者より、すでにご案内させて頂いている事業所もあるかと思いますが、今年も6月に労働法講演会を開催させて頂きます。ご出席頂ける場合は、担当者までご連絡下さい。鉛筆子